

# 安全データシート (SDS) について

## Safety Data Sheet

浅井 実篤\*  
Saneatsu Asai

### 1. 「MSDS」から「SDS」へ改定の概要

2012年に「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル，作業場内の表示及び安全データシート (SDS)」(JIS Z7253:2012)が制定されました。これまでの「化学物質等安全データシート (MSDS)」(JIS Z7250:2000)と「GHSに基づく化学物質等の表示」(JIS Z7251:2010)がJIS Z7253に統合され、JIS Z7250とJIS Z7251は、平成24年3月に廃止となりました。

MSDSもSDSに変更になっています。

### 2. 安全データシート(SDS)(JIS Z 7253:2012)の概要

2012年のJIS Z7253:2012の制定に伴い、「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達」すなわち、危険有害性クラス及び危険有害性区分に基づいて作成又は実施するラベル、作業場内の表示及びSDSのそれぞれについて、項目・記載内容及び全体構成、並びにそれらによる情報伝達の方法が明確に規定化されました。

### 3. GHSに基づく危険有害性情報の伝達

GHSとは、「Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals」の略称で、国際連合経済社会理事会で合意された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」です。このGHSは、化学品の危険有害性を一定の基準に従って分類し、絵表示などを用いて分かりやすく表示し、その結果を表示ラベルやSDS (Safety Data Sheet:安全データシート)に反映させ、災害防止

及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。そのシンボルマークは、9種類に分類されています。

シンボルマークとその表す意味を次に示します。

GHS シンボルマーク	シンボルマークの表す意味
	熱や火花にさらされると爆発するもの。火薬類・自己反応性化学品・有機過酸化化物。
	引火性の液体・可燃性の固体・自然発火性の液体など、空気や熱、火花で発火するようなもの。
	酸化性の液体・ガス・固体などの他の物質の燃焼を促すもの。
	ガスが圧縮または液化されて充填されているもの。熱したりすると膨張して爆発する可能性があるもの。
	急性の毒性があるもの。飲んだり、触ったり、吸い込んだりすると死に至る場合があるもの。
	金属腐食性、皮膚腐食性があるもの。接触した金属や皮膚に損傷を与えるもの。
	短期間もしくは長期間、飲んだり、触れたり、吸ったりした場合健康障害を引き起こす場合があるもの。
	水性環境に有害性があるもの。環境に放出すると、水性生物やその生態系に悪影響を及ぼす場合があるもの。
	急性毒性、皮膚刺激性、眼刺激性、皮膚感作性、気道刺激性、麻酔性などの健康有害性があるもの。

(注) 危険有害性の種類、区分の詳細はGHS文書を参照のこと。

\* 経営戦略企画室 環境推進部

# 技術解説

## 安全データシート (SDS) について

### 4. SDS の記載項目

JIS Z 7252 に従って分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分に該当する場合には、SDS を作成し、情報伝達を行わなければなりません。SDS には、化学品について、次の 16 項目の情報を記載します。

#### 《 SDS に記載する項目 》

- 1 化学品及び会社情報
- 2 危険有害性の要約
- 3 組成及び成分情報
- 4 応急措置
- 5 火災時の措置
- 6 漏出時の措置
- 7 取扱い及び保管上の注意
- 8 ばく露防止及び保護措置
- 9 物理的及び化学的性質
- 10 安定性及び反応性
- 11 有害性情報
- 12 環境影響情報
- 13 廃棄上の注意
- 14 輸送上の注意
- 15 適用法令
- 16 その他の情報

### 5. SDS の提供義務を課している法令

日本では、以下の法令で SDS の提供義務を課しています。

2000 年：労働安全衛生法 (MSDS 提供義務) 施行

2001 年：化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)

(MSDS 提供義務) 施行

毒物劇物取締法 (MSDS 提供義務) 施行

日本のみならず、米国・欧州・カナダ・オーストラリア・韓国などでも、SDS 制度が法制化されています。

### 6. SDS の活用について

国内では前述の法令で SDS を提供しなければならない化学物質などが規定されており、その化学物質を使う全ての労働者、救急対応者、運送関係者、廃棄物処理関係者などに、危険有害性などの情報を提供することが重要です。取り扱う作業者への説明はもとより、取り扱う作業場への配布、掲示又は事故や緊急時対応の訓練などにより、広く情報を共有化できるように活用していただきたいです。

### 7. 当社からの情報提供について

当社では、ホームページ上に主要化学物質の SDS を公開しております。

例外的に以下の製品には SDS やラベルを提供しなくてもよい事になっていますが、蓄電池などの製品としての安全データシートにつきましては、お取引先様からの要求に応じて SDS を発行しております。

除外事項	除外の製品例
含有率が少ないもの	対象化学物質の含有量が 1% 未満の製品。(PRTR 法における特定第一種指定化学物質は 0.1% 未満のもの)
密封された状態で使用される製品	電池やコンデンサーなど
一般消費者用の製品	殺虫剤、防虫剤、家庭用洗剤など
固形物	管、板、組立製品など (注) 通常では固体以外の状態とならず、かつ粉状又は粒状にならない製品
再生資源	空き缶や金属くずなど